

「二本松城文化観光施設新築基本設計業務委託」

プロポーザル質問・回答書

福島県建築設計協同組合

H29.10.12

質問事項	回答
1. 敷地図のCADデータをいただけますでしょうか。	1. 基本計画策定時における測量成果「二本松城跡前現況平面図(SFC変換データ)」を別添のとおり提供します。
2. 提案書の文字の大きさは何ポイント以上でしょうか。また、図中の文字の大きさは何ポイント以上でしょうか。	2. 文字のポイント制限はありません。
3. 敷地面積 5,600 m ² とありますが、具体的にどのエリアを指すかご指示下さい。	3. 基本計画報告書【抜粋版】(貸与CD)中、2-86 ページで示すとおり、「東側市有地下段」のエリア(赤の網掛け部及び紫の網掛け部)となります。
4. 様式3-3:紙サイズですが、エクセルデータを見る限り、A4横使いという解釈でよろしいでしょうか。	4. 質問のとおりです。
5. 様式6:資格要件※2の契約実績に、監理業務は含まれますか。	5. 含まれます。
6. 「二本松城跡前整備基本計画の概要」8枚目のA3資料の「(仮称)二本松城歴史館」の敷地境界線はどこにあたるのでしょうか。寸法も含め、お教え頂けますか。	6. 上記回答3に準じます。
7. 「二本松城跡前整備基本計画の概要」P4(2)計画敷地のご説明の中で、平成29年5月~6月に遺跡試掘調査を実施	7. 本発掘調査は、現在のところ、別添「平成29年度市内遺跡試掘調査範囲図」における試掘調査範囲にて実施する

<p>とありますが、その結果を受けた本発掘調査の調査範囲をお教え頂けますか。</p>	<p>計画ですが、今回の提案内容により建築位置を具体化したうえで、詳細な調査範囲を決定します。</p>
<p>8. 「多目的スペース」と「遺構広場」にて平成 28 年度に行われた遺跡試掘調査の報告書を頂けますか。</p>	<p>8. 基本計画報告書【抜粋版】(貸与CD)中、2-5、2-6 ページを参照してください。</p>
<p>9. 敷地の測量図(敷地縦断図・横断図含む)がありましたら、頂けますか。</p>	<p>9. 上記回答1に準じます。 なお、縦・横断図はありません。</p>
<p>10. 箕輪門の平面図・立面図・断面図等がありましたら、頂けますか。</p>	<p>10. 別添PDFデータにて提供いたします。</p>
<p>11. 様式3-1 総括責任者と管理技術者は兼務可能でしょうか。</p>	<p>11. 兼務は可能です。</p>
<p>12. 土地のCADデータ(sfc-Dxf)の提供は可能でしょうか。</p>	<p>12. 上記回答1に準じます。</p>
<p>13. 施設の職員等の人数の内訳を教えてください。</p>	<p>13. 現時点では具体的には決定しておりません。 なお、基本計画においては、基本計画報告書【抜粋版】(貸与CD)中、2-55、2-58、2-64、2-87 ページ等で示す人数を想定しています。</p>
<p>14. 様式3-1の業務実績の内容は同種、類似問いませんか。また、構造、規模等の制限等はありませんか。</p>	<p>14. 業務実績の内容は問いません。また、構造・規模の制限等はありません。</p>
<p>15. 様式3-1の業務実績の期限制限はありませんか。例えば過去10年以内の物件等</p>	<p>15. 期限制限はありません。</p>
<p>16. 簡易プロポーザルの許容される表現方</p>	<p>16. プロポーザル実施要領の12(提案書の</p>

<p>法を具体的に御指示下さい。</p> <p>17. 箕輪門通りに関して専用歩道にする計画はありますか。</p> <p>18. 今回の提案は、計画図にあるように黄色の網掛け部分のみで、修景広場、第5駐車場は含めないということでしょうか。</p> <p>19. 貸出用C D内の報告書において、2-4ページで敷地内に一部国有地の借地がありますが、他の市有地と同じ扱いで計画してよろしいでしょうか。</p> <p>20. 同様の 2-6 ページで遺構配置図に描かれているものは、想定される遺構のスケッチでしょうか。また、青線で旧簡易裁判所設置場所とありますが、藩校のあとに建てられていたということでしょうか。</p> <p>21. 多目的スペースを駐車場として活用する際、確保する台数の指定はあるのでしょうか。</p> <p>22. 敷地図のCADデータはいただくことは出来ますでしょうか。</p> <p>23. 文化観光施設用駐車スペースとして要求されている 86 台、大型 5 台の一部は第五駐車場を使用することも可能でしょうか。</p>	<p>作成及び記載上の留意事項) のとおりです。</p> <p>17. 現行では具体的な計画はありません。自由に提案してください。</p> <p>18. 質問のとおりです。</p> <p>19. 同じ扱いで構いません。</p> <p>20. 2-6 ページの内容は、平成 28 年度の試掘調査結果です。 また、旧簡易裁判所は、藩校のあとに建てられていました。</p> <p>21. 特に指定はありません。</p> <p>22. 上記回答 1 に準じます。</p> <p>23. 計画敷地内ですべての台数が確保できなくとも構いません。当該施設の配置により想定できる最大限の駐車台数を確保してください。ただし、大型観光バスや障がい者用駐車区画は当該地で必ず確保してください。</p>
--	---

<p>24. 文化観光施設用の便所は施設運営時間外の利用も考慮すべきでしょうか。</p> <p>25. 多目的スペース、遺構広場には、どの程度まで建物等を計画してよいでしょうか。(仮設であれば舞台や屋根があってもよいか)</p>	<p>24. 城跡内に便益施設として当該施設の運営時間外でも利用可能な便所（第1駐車場等）が設置されていますので、特に考慮する必要はないと考えています。提案において、必要であると想定する場合は、自由に提案してください。</p> <p>25. 遺構の保存や保護等が図られる計画であれば、自由に提案していただいて結構です。</p>
--	---